

# 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
- 改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める。

農業経営の「収益力」を高め、農業者の「所得向上」	
<p><b>食料安全保障の確保</b></p> <p><b>食料の安定的な供給</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内の農業生産の増大</li> </ul> <p><b>目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>食料自給率</b> 〔・摂取ベース: 53% ・国際基準準拠: 45%〕</li> </ul> <p>+ <b>安定的な輸入の確保</b> + <b>備蓄の確保</b></p> <p><b>食料自給力の確保</b> (農地、人、技術、生産資材)</p> <p><b>目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>農地の確保</b> 〔農地面積: 412万ha〕</li> <li>○<b>サステナブルな農業構造</b> <b>49歳以下の担い手数:</b> 現在の水準 (2023年: 4.8万経営体) を維持</li> <li>○<b>生産性の向上</b> (労働生産性・土地生産性) <ul style="list-style-type: none"> <li>・1経営体当たり生産量: 1.8倍</li> <li>・生産コストの低減: (米) 15ha以上の経営体 11,350円/60kg → 9,500円/60kg (麦、大豆) 2割減 (現状比)</li> </ul> </li> </ul> <p><b>輸出の促進</b> (国内の食料需要減少下においても供給能力を確保)</p> <p><b>目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農林水産物・食品の<b>輸出額</b> (輸出額: 5兆円)</li> </ul>	<p>➢ <b>農地総量の確保、サステナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>水田政策を令和9年度から根本的に見直し</b>、 水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を 作物ごとの生産性向上等への支援へと転換</li> <li>○<b>コメ輸出</b>の更なる拡大に向け、 低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、 海外における需要拡大を推進</li> <li>○規模の大小や個人・法人などの経営形態に関わらず、 農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、 <b>農地・水を確保</b>するとともに、 地域計画に基づき、担い手への<b>農地の集積・集約化</b>を推進</li> <li>○<b>サステナブルな農業構造の構築</b>のため、 親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保</li> <li>○<b>生産コストの低減</b>を図るため、 <b>農地の大区画化</b>、情報通信環境の整備、 <b>スマート農業技術の導入・DXの推進</b>や農業支援サービス事業者の育成、 品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進</li> <li>○<b>生産資材</b>の安定的な供給を確保するため、 国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、 国産飼料への転換を推進</li> </ul> <p>➢ <b>輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○マーケットイン・マーケットメイクの観点からの<b>新たな輸出先の開拓</b>、 輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進</li> <li>○<b>食品産業の海外展開</b>及び<b>インバウンド</b>による食関連消費の拡大 による輸出拡大との相乗効果の発揮</li> </ul>
関係者の連携による持続的な食料システムの確立	

